

「改正高年齢者雇用安定法」 についての説明を実施しました！

令和3年7月8日



「高年齢者雇用安定法」について説明する 高信 高齢者対策担当官

JAM茨城労使会議にて、JAM茨城労使会議役員及び組合員を対象とした「JAM茨城労使会議第22回総会」が土浦市「L A U B E（ローブ）」にて開催されました。

労働局からは、職業対策課職員が講師として「改正高年齢者雇用安定法」について説明を行いました。

「改正高年齢者雇用安定法」は、65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するための、高年齢者就業確保措置を講ずる努力義務が新設され、令和3年4月1日より施行されています。

職業対策課では引き続き、各種団体と連携し、あらゆる機会を通じて、改正高年齢者雇用安定法をはじめとした関係法令・施策等について周知啓発に努めてまいります。

【お問い合わせ先】

茨城労働局 職業対策課

TEL：029 - 224 - 6219